

令和5年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見（要旨）		
テーマ：水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の執行について		
1 水道・工業用水道の料金について		
① 料金単価について【意見】		
<p>令和4年度の水道用水供給事業において、南勢志摩水道の営業損益は長期前受金戻入を調整しても赤字になっており、赤字になった要因を調査し、今後はそれらを考慮して給水原価の見積りを実施するとともに、総括原価方式の観点からは、南勢志摩水道の料金単価を引き上げることが望まれる。</p> <p>なお、昨今の世界情勢や円安に伴う原油価格の上昇、物価の高騰を受け、他の水系、事業においても、今後ますます厳しい経営状況が予想されることから、次期料金においては、状況の変化に対応できるよう適切な給水原価の見積もりを実施し、必要に応じて引き上げも含めて対応することが望まれる。</p>	<p>水道事業会計の令和4年度決算における営業損益については、現行料金算定時に想定できなかった電気料金の高騰や労務費単価の上昇等の影響を受けたため、例年に比べて非常に厳しいものとなっています。特に南勢志摩水道では、原水の水質悪化に伴い薬品使用量が増加したことや、比較的大規模な送水管撤去工事を施工したこと等もあり営業損益で赤字が発生したものです。</p> <p>当庁では、これまでも経費の節減に努めてきたものの、物価高騰や施設の建設投資に伴う減価償却費の増加等により厳しい経営状況となっており、受水市町においても同様に費用負担が増加している状況です。</p> <p>現行の水道料金は、令和2年度～6年度までの5年間としており、次期料金の見直しに向けて算定作業を進めてきましたが、受水市町等からの要望もあり、受水市町の水道事業に与える影響を考慮し、令和7年度～8年度の2年間は料金を据え置き、令和8年度に、令和6年度～7年度の決算を踏まえ、令和9年度以降の料金の見直しを受水市町と協議・決定していくこととしました。</p>	<p>水道事業課 工業用水道事業課 企業財務課</p>
2 修繕引当金		
① 修繕引当金の取崩しについて【指摘】		

<p>企業庁財務運営方針で平成26年度の新会計基準移行前に引き当てられた修繕引当金の取崩しは、20年間（2021～40年度）を目途に全額取り崩すことと定められているものの、具体的な取崩方法は規定されていない。一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に照らすと、20年間で均等に取崩すことになるが、現状の処理はそれぞれの年度の修繕費の発生額を勘案して決定されており、恣意的な金額での取崩しが可能な状態となっている。</p> <p>取崩しは20年均等額で取り崩す旨を明文化し、各年度の修繕費発生額と相殺していくべきである。</p>	<p>修繕引当金の適正化を図るため、令和6年4月に「三重県企業庁財務運営方針」を改正し、修繕引当金を均等額で取崩す旨を明文化するとともに、令和5年度決算から適用しました。</p>	<p>企業財務課</p>
<p>3 退職給付引当金</p>		
<p>① 退職給付引当金の計算について【指摘】</p>		
<p>現状の退職手当の要支給額の計算は当年度末に算定した職員の退職手当の要支給額ではなく、当年度末より1年半前の当年度の予算策定時に算定した年度末要支給額の見積りに基づいて計算された退職給付費用予算の金額をそのまま決算で使用しており、会計方針の記載とは異なっている。</p> <p>退職給付引当金の計算を適正にするためには、決算手続において当年度末（令和5年3月31日）の在籍者に対し、退職給付引当金の計算を実施し計上すべきである。</p>	<p>退職給付引当金の計算を適正にするため、令和6年度末の在籍見込者数をもとに、退職給付引当金の再計算を実施し、令和6年度決算において計上します。</p>	<p>企業総務課 企業財務課</p>
<p>② 退職手当の会計間の負担区分について【意見】</p>		
<p>知事部局等企業庁以外に在籍した職員が後年企業庁に出向した場合でも、退職手当は全勤続期間に対応する金額が企業庁から支払われている。（企業庁から県への出向もあり同様の処理がなされる）</p> <p>このような処理は、総務省からの文書に基づいたものと思われ、他県でも行われているが、現状の負担方法は独立採算制を原則とし、適切な総括原価の把握という面からは合理的な処理とは思われない。</p> <p>退職手当の負担方法については、企業庁に在籍した期間に対応した額を負担する方法が原則であるが、費用対効果や現状の方法を容認する総務省の考え方も勘案し、再検討することが望まれる。また、検討した結果の負担方法については明文化することが望まれる。</p>	<p>検討した結果、退職時の会計で退職金を支払うこととし、明文化します。</p>	<p>企業総務課 企業財務課</p>
<p>4 賞与引当金</p>		
<p>① 賞与引当金の計算について【指摘】</p>		
<p>現状の賞与引当金の計算においては、令和4年度の予算策定時に令和3年10月1日の在籍人員をもとに見積もった年間賞与手当等の予算の12分の4を翌年度6月に支給される分の賞与引当金として計上しており、会計方針の記載と異なっている。</p> <p>また、賞与支給額と賞与引当金の残高には、多額な過不足が発生しているため、会計方針の記載どおり当年度末における支給見込額の見積りに基づき計算すべきである。</p>	<p>賞与引当金の計算を適正にするため、令和6年度末の在籍見込者数をもとに、賞与引当金の再計算を実施し、令和6年度決算において計上します。</p>	<p>企業総務課 企業財務課</p>

5 減損会計の適用		
① 減損会計適用の手続について【指摘】		
<p>公営企業会計においては、平成 26 年からの新会計基準の適用に伴い減損会計を適用することになっているが、企業庁では明確な手続は実施されておらず、水道用水供給事業及び工業用水道事業ともにそれぞれ経常損益が黒字であったため減損の兆候はないとしてそれ以上の検討はしていなかった。</p> <p>減損会計の適用においては、固定資産のグルーピングを明確化し、グルーピングごとに減損の兆候を判定するとともに、その過程を文書で残すべきである。また、減損の兆候があれば減損損失の認識以降の手続が必要となる。</p>	<p>減損会計適用の手続について、令和 6 年 1 月に「減損会計処理要領」を策定し、令和 5 年度決算から、グルーピングごとに減損の兆候の有無を判定するとともに、判定過程を文書化しました。</p>	<p>企業財務課</p>
② 旧多度浄水場の跡地利用について【意見】		
<p>平成 26 年度に廃止された旧多度浄水場の跡地については、将来配水池用地として利用する事業構想があるが、利用計画があるとまでは言えない状況である。当該跡地を遊休地とするかどうかは企業庁の判断によるが、遊休地は単独でグルーピングされるとともに、減損の兆候に該当することになる。</p> <p>減損会計の適用においては、固定資産のグルーピングの明確化とともに、減損の兆候判定以降の手続を適切に実施する必要がある。</p>	<p>令和 6 年 1 月に、「減損会計処理要領」を策定し、令和 5 年度決算から、グルーピングごとに減損の兆候の有無を判定するとともに、判定過程を文書化しました。</p>	<p>企業財務課</p>
6 内部統制		
① 基礎評価を行う組織横断的な事務を所管する部署について【意見】		
<p>「三重県内部統制マニュアル」では、基礎評価は、各事務内容やリスクについて最も精通しており、不備となるような事例が起きた際に報告が上がってくる課が行うことが望ましいと考え、対象事務ごとに基礎評価を行う部署を定めている。そのため、基礎評価を行う部署の当該事務に係る自己評価と基礎評価を行う部署が同一となるが、同一になっていては、基礎評価が形骸化してしまっていると言える。また、総務省のガイドラインの中でも、「評価を行う職員は、評価の対象となる業務を実施する者ではなく、客観的な立場にあることが望ましい」とされている。そのため、他の課が行うことがより望ましいと考えられる。</p>	<p>基礎評価を行う部署の当該事務に係る自己評価と基礎評価を行う部署が同一となっているものの、最終的には評価部局評価により一定の客観性が担保されていることをふまえ、全庁的な内部統制の運用体制との整合性も図る必要があることから、評価する項目を担当している専門部署が今後も基礎評価を行っていくこととします。</p>	<p>企業総務課</p>
② リスクの識別・評価について【意見】		
<p>県では、過去に発生した不適切な事務処理等の事案をふまえ、共通リスクとして、30 項目（財務、個人情報・情報セキュリティ、公文書管理、その他服務規律等）を選定しており、共通リスクに該当する業務を全く行っていない場合については記入を省いているが、該当する業務を行っていれば頻度に関わらずすべての共通リスクについて記入することとなっている。</p> <p>しかし、実際は各所属で、業務やリスクについてリスクの影響度や発生可能性、質的重要</p>	<p>全庁的な内部統制の運用体制との整合性を図る必要があることから、該当する業務については、今後も共通リスクとして記入し、対応を行っていきます。</p>	<p>企業総務課</p>

<p>性は異なり、共通リスクの全項目について同程度の対応をする必要があるのか疑問が残るため、その必要性を再検討することが望まれる。</p>		
<p>③ 所属個別リスクの識別について【意見】</p>		
<p>固定資産除却処理漏れ（9-②）のリスクの発生可能性は高いと考えられるため、再発防止の観点から、固定資産の除却処理漏れを所属個別リスクとして識別し、それに対する対応策を整備することを検討されたい。</p> <p>また、仮置き薬品の保管状況（9-④）についても、法令違反という質的重要性や再発防止の観点から、所属個別リスクとして識別し、それに対する対応策を整備することを検討されたい。</p>	<p>固定資産除却処理漏れや仮置き薬品の保管については、該当所属における個別リスクとして対応策を整備しました。</p>	<p>企業総務課</p>
<p>7 契約事務</p>		
<p>① 業務責任者選任手続の不備について【意見】</p>		
<p>業務委託の1件について、着手と同時に選任された業務責任者は仕様書に定める要件に該当していなかった。その後に業務責任者は変更されているが、選任するときに要件を確認すべきである。</p>	<p>業務責任者の要件は選任時に確認していましたが、仕様書での要件の記述が不明確で、該当しないと判断される内容であったため、令和5年度から仕様書を見直しました。引き続き仕様書作成時の内容確認と、選任時の確認を徹底します。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>
<p>8 入札手続</p>		
<p>① くじ引きによる落札を防止する方策の検討について【意見】</p>		
<p>くじ引きによる落札が多発している現状に鑑み、これを防止する方策として、例えば、業者の入札価格に基づいて最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格制度」の試行を含めた検討がなされることが望ましい。</p>	<p>くじ引きによる落札を抑制する方策として、予定価格事後公表や総合評価方式の対象案件の拡大などを引き続き検討していきます。</p> <p>なお、提言のありました変動型最低制限価格制度については、国が懸念しているとおりダンピング受注の防止に十分機能しないことが想定されるため、試行導入の検討にあたっては慎重を期します。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>
<p>② 予定価格の事後公表について【意見】</p>		
<p>企業庁において一部の案件において既に試行されている予定価格の事後公表の対象案件の拡大を検討することが望ましい。そして、併せて、入札の公正を害する不正行為を防止するための措置も強化することが望まれる。</p>	<p>引き続き、予定価格の事後公表の対象案件の拡大を検討すると併せて、職員が不当な働きかけへの適切な対応を徹底するよう、研修やコンプライアンス・ミーティング等を実施しました。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>
<p>③ 1者入札となった理由の検証と防止のための方策の検討について【意見】</p>		

<p>1 者入札となった理由についての検証を十分に行い、入札条件、参加資格条件等が、果たして透明性・競争性を確保できる程度のものになっているのかのより一層の検証がなされることが望まれる。</p> <p>とりわけ、同種案件で1 者入札が続いている案件等については、それらの参加資格を有する業者に対する事後的なヒアリング等も含めたより積極的な方策も検討することが望ましい。</p>	<p>1 者入札となった案件の多くは、既存の電気・機械設備の保守・修繕・改良などの工事であり、一定の専門性が要求されますが、競争性を確保するため特殊な入札参加条件を付することなく発注しています。</p> <p>引き続き、必要に応じて参加資格を有する業者に対する事後的なヒアリングを行うなど一層の情報収集と検証を実施していきます。</p>	<p>技術管理・機電 施設課</p>
<p>④ 1 者入札防止のためのその他の方策について【意見】</p>		
<p>昨今の建設資材価格の高騰や労務費の上昇にも鑑みると、企業庁においても、予定価格と実勢価格との乖離を防ぐべく、予定価格の算定にあたっては市場の実勢価格を適切に反映した積算も必要であろうし、1 者入札の原因が技術者を確保できないことにあるとすれば、可能な範囲で発注時期をずらす等の検討もなされることが望ましい。</p>	<p>資材価格高騰等により、公共工事の積算時点と当初契約時点における設計単価に乖離が生じる場合があることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更する「資材価格高騰等に対する特例措置」を令和6年12月1日から実施しています。</p> <p>また、建設企業の計画的な受注環境整備に寄与する発注見通しの公表を確実に実施するとともに、施工時期の平準化や余裕期間制度の活用等についても引き続き検討していきます。</p>	<p>技術管理・機電 施設課</p>
<p>9 資産（固定資産・貯蔵品）の管理等</p>		
<p>① 有形固定資産明細書の数量欄の記載について【指摘】</p>		
<p>有形固定資産明細書（企業庁で作成される事業所別の固定資産の一覧表）には数量欄の記載があるが、監査人が閲覧したところ、固定資産が存在するのにこの記載が0になっているものやマイナスになっているものがあり、数量欄の記載が不正確である。</p>	<p>令和6年度に旧財務会計システムから新財務会計システムに固定資産データを移行する際に、有形固定資産明細書の数量欄の記載を修正しました。</p>	<p>企業財務課</p>
<p>② 固定資産の除却処理について【指摘】</p>		
<p>平成30年度に廃棄されているにもかかわらず、固定資産台帳上は除却処理がなされておらず、帳簿上の固定資産が過大に計上されているものがあつた。固定資産の除却漏れが発生しないよう、新規取得資産の照合だけでなく、除却資産についても固定資産台帳上正しく除却処理されていることを確認すべきである。</p>	<p>令和6年7月に実施しました、三重県企業庁会計規程第118条に基づく固定資産の実地照合において、除却対象資産が正しく除却されていることを確認しました。</p>	<p>企業財務課</p>
<p>③ 貯蔵品の管理について【指摘】</p>		
<p>貯蔵品残高報告書と照合したところ、保管されている貯蔵品には、新品で未使用の貯蔵品の他、工事現場で余剰になった工事資材が簿外品として保管されていた。</p>	<p>工事現場で余剰になった工事資材も正常に使用できるものについては、帳簿に登録しました。</p>	<p>企業財務課</p>

<p>簿外品の管理については、それが正常に使用できるものであれば適正な見積価額を付し、適正に帳簿管理すべきである。</p>		
<p>④ 仮置き薬品の保管状況について【指摘】</p>		
<p>大里浄水場の薬品注入棟において、臨時で使用した、劇物である 25% 苛性ソーダが仮置きされていた。薬品注入棟は常時施錠され関係者以外入室禁止にはなっており、ポリタンクは防液提内に置かれ流出防止対策がなされていたが、「毒物及び劇物取締法」により求められている保管場所の仕切りと表示がなかった。</p> <p>指摘を受けた直後に直ちに対応を講じたものの、例え仮置きであったとしても「毒物及び劇物取締法」を遵守し、適切に保管すべきである。</p>	<p>臨時の水処理に必要となり仮置きしていた苛性ソーダの保管状況については、指摘後、直ちに保管場所の仕切りと表示を設置し、改善しました。なお、臨時の水処理の必要がなくなったため、令和 5 年 9 月に残った仮置きの苛性ソーダは適切に処分しました。</p> <p>また、再発防止を目的とし、令和 6 年 2 月 16 日に全所属に対して、薬品の適正な管理の徹底について通知しました。</p>	<p>企業総務課 水道事業課</p>
<p>⑤ 固定資産番号の貼付について【意見】</p>		
<p>一部の固定資産を選定し固定資産の現物と固定資産台帳を照合したところ、建物内にある機械等について、固定資産の名称を記載した銘板は貼付されているが、固定資産台帳に記載されている固定資産番号の貼付がないため特定ができず、固定資産の実在性が正確には確認できなかった。</p> <p>固定資産には固定資産番号を貼付する規定がないが、機械等の名称だけでは同じ名称のものが複数存在するため機械の特定ができないため、貼付可能なものだけでも、固定資産番号を貼付することが望まれる。</p>	<p>固定資産の特定が難しく、固定資産番号が貼付可能な資産について、令和 7 年度から固定資産番号を貼付することにしました。</p>	<p>企業財務課</p>
<p>⑥ 非常用発電設備の燃料について【意見】</p>		
<p>水道の浄水場の燃料備蓄について、早急に非常用発電設備が 72 時間稼働できるように、設備更新計画に合わせて貯蔵設備の更新を進めるのではなく、更新計画を見直して進めていくことが、切に望まれる。</p>	<p>長時間停電対策や非常用発電設備の更新には多額の費用がかかるため、早期に対応することは困難ですが、可能な限り更新計画の見直しを検討していきます。</p> <p>なお、令和 5 年度に高野浄水場、多気浄水場の 2 浄水場において、非常用発電設備の更新に着手したところです。</p>	<p>水道事業課 工業用水道事業課 技術管理・機電施設課</p>
<p>10 長良川河口堰事業</p>		
<p>① 建設仮勘定に計上されている長良川河口堰の建設負担金の処理について【意見】</p>		
<p>長良川河口堰に関する建設仮勘定には、事業化されていない堰建設にかかる企業庁の負担金及び資金調達のために発行した企業債等の利息が、未償却のまま残っている。</p>	<p>減価償却は供用を開始した資産について行うものであり、供用開始していない水道事業の一部及び工</p>	<p>企業財務課 水道事業課</p>

<p>企業庁は堰を所有する代わりに、ダム使用权という形で河口堰の建設資金及び利子を負担しているのであり、実質的には企業庁が河口堰の一定部分を所有していることと同様であると監査人は考える。</p> <p>堰が法定耐用年数を迎える 2074 年度以前には堰の大改修や再築造の議論がおき応分の負担が求められる可能性は高い。現在の会計処理を継続した場合には、現堰に係るダム使用权の未償却残高及び事業化されていないことにより建設仮勘定に計上している金額は減損の対象となり、一度に減損損失することになる。</p> <p>これらのことから、堰建設に係る会計上の建設仮勘定はダム使用权に振り替えて減価償却を実施することが望まれる。</p> <p>今後の処理については、企業庁と県で十分検討することが望まれる。</p>	<p>業用水道事業の資産については減価償却を実施せずに、建設仮勘定にて適切に管理していきます。</p>	<p>工業用水道事業課</p>
<p>② 建設仮勘定に計上されている長良川河口堰の維持管理負担金の処理について【意見】</p>		
<p>堰に関する建設仮勘定には、建設負担金以外に堰を維持し運用するための人件費等である維持管理負担金が計上されている。</p> <p>会計上、維持管理負担金は固定資産を現状維持するための費用で、ダム使用权を含め固定資産の価値を増加させるものではないため、建設仮勘定に振り替えるべき性質のものではなく費用処理すべきものである。</p> <p>今後の処理については、企業庁と県で十分検討することが望まれる。</p>	<p>維持管理負担金は事業化（供用）を開始した時点から本資産に資産化し費用処理するために、建設仮勘定にて適切に管理していきます。</p>	<p>企業財務課 水道事業課 工業用水道事業課</p>